振出日　平成28年６月20日
振出地　大阪府高石市
振出人　坂東機械株式会社　代表取締役　坂東　剛
最終所持人　申立人
平成２８年（へ）第６号
東京都港区東新橋１丁目５番２号
申立人　全日空商事株式会社
代表者代表取締役　西村　　健
権利を争う旨の申述の終期　平成28年12月22日
平成28年12月26日　　高知簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＪ06555
金額　2,733,315円
支払期日　平成28年10月31日
支払地　高知市
支払場所　株式会社伊予銀行高知支店
振出日　平成28年７月10日
振出地　白地
振出人　河野製紙株式会社　代表取締役　河野　矩久
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２８年（へ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
東京都あきる野市小川町574番地７　グリーンコート102号
申立人　阿部　泰則
権利の届出の終期　平成28年12月22日
平成28年12月26日　　いわき簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　いわき市三和町下永井字和久28番１
宅地　493.95平方メートル
⑵登記年月日番号　福島地方法務局いわき支局大正10年11月16日受付第4704号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　買戻特約
原因　大正10年11月15日特約
期間　向う10ケ年間
買戻権者　石城郡永戸村大字下永井字和久36番地
柴崎　忠太

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２８年（フ）第１９７号
石川県加賀市山代温泉山背台１丁目24番地
債務者　有限会社中央マート
代表者代表取締役　下木　邦義
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高野　由雄
４　破産債権の届出期間　平成29年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前10時
富山地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第３０５号
北海道旭川市北門町22丁目2169番地160
債務者　有限会社高橋住建
代表者取締役　高橋　順一
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　良太
４　破産債権の届出期間　平成29年２月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午後２時
旭川地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第６９７号
川崎市川崎区藤崎１丁目26番11号
債務者　公進建材有限会社
代表者代表取締役　後藤　公彦
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　和明
４　破産債権の届出期間　平成29年２月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第１２６８号
東京都東村山市青葉町２丁目35番地11―303
債務者　株式会社ルーフ
代表者代表取締役　門野　　一
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北澤　龍也
４　破産債権の届出期間　平成29年２月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２８年（フ）第２６７７号
横浜市都筑区南山田１丁目３番９―1402号
債務者　サン商事有限会社
代表者取締役　三井　利安
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　諸節　　統
４　破産債権の届出期間　平成29年２月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第２７３１号
横浜市保土ケ谷区常盤台59番３号
債務者　米山ＣＴＳ株式会社
代表者代表取締役　米山　　元
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保　義人
４　破産債権の届出期間　平成29年２月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午前11時10分
横浜地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第２７４４号
横浜市都筑区折本町456番地１
債務者　有限会社ビッグ・フオー
代表者取締役　那波　　誠
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土井川哲也
４　破産債権の届出期間　平成29年２月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第３９号
静岡県賀茂郡西伊豆町田子1338番地の３
債務者　伊豆―システムエンジニアリング有限会社
代表者代表取締役　松岡　光生
１　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺岡　　俊
４　破産債権の届出期間　平成29年２月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午前11時30分
静岡地方裁判所下田支部
平成２９年（フ）第７号
広島県福山市神辺町旭丘47番地２
債務者　株式会社トヨクニ
代表者代表取締役　山室　博義
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　義明
４　破産債権の届出期間　平成29年２月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２８年（フ）第２１９号
岡山県倉敷市川入617番地１　ウォータムヒルパートⅣ206
債務者　守田みちよ
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新庄　将彦
４　破産債権の届出期間　平成29年２月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月23日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係